

九州大学情報基盤研究開発センター研究用計算機システムの民間利用に関する内規

施行 平成23年 4月 1日

改正 令和 6年 7月 3日

(趣旨)

第1条 この内規は、九州大学情報基盤研究開発センター研究用計算機システムの計算機利用審査委員会に関する内規第2条第2項に基づき、九州大学情報基盤研究開発センター（以下「センター」という。）が保有するスーパーコンピュータ等を提供する民間利用制度に関して必要な事項を定めるものとする。

(民間利用)

第2条 センターでは、社会貢献の一環として、産学官連携活動を通じたイノベーション創出を推進し、我が国の産業振興に寄与することを目的に、大規模計算サービスを必要とする企業に対して、センターが保有するスーパーコンピュータ等を提供して利用支援を行う。

2 民間利用は、成果報告を一般向けに公開する成果公開型と、成果報告を一般向けに公開しない成果非公開型に区分する。

(利用資格)

第3条 利用資格は、九州大学情報基盤研究開発センター研究用計算機システムの利用に関する規程（以下「利用規程」という。）に基づくほか、以下のとおりとする。

- (1) 日本国内で利用すること。
- (2) 平和利用目的の提案であること。
- (3) 利用規程を遵守すること。
- (4) 採択課題の目的にのみ利用すること。
- (5) 人権および利益保護への配慮を行うこと。
- (6) 文部科学省における「生命倫理・安全に対する取組」に適合すること。
- (7) 経済産業省が定めた「安全保障貿易管理について」に適合すること。

(申請)

第4条 民間利用に申請しようとする者は、センターの長（以下「センター長」という。）に所定の申請書を提出しなければならない。

(審査委員会)

第5条 申請のあった民間利用の審査は、九州大学情報基盤研究開発センター研究用計算機システムの計算機利用審査委員会に関する内規に基づき行われる。

(誓約書の提出)

第6条 課題採択が決定した企業は、本内規第3条を遵守する旨の誓約書を提出する。

(成果報告等)

第7条 成果報告は、成果公開型と成果非公開型を問わず、利用課題期間終了後30日以内に提出することとする。

2 成果公開型の成果報告は原則として提出後速やかに一般向けに公開するものとし、所定の手

続きを行うことで最長2年間公開を遅らせることができる。

3 成果非公開型の成果報告は一般向けに公開は行わないものとする。

(知的財産等の取り扱い)

第8条 知的財産は、原則提案企業に帰属するものとする。ただし、施設共用技術指導研究員等の共同研究の実施者における発明者の認定については、九州大学の知的財産ポリシー等に基づき対応する。

(雑則)

第9条 この内規に定めるもののほか民間利用に関し必要な事項は、センター長が定める。

附 則

この内規は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成27年5月18日から適用する。

附 則

この内規は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、令和6年7月3日から適用する。